

新城市森づくり基本条例（案）

近年、森林への期待は、これまでの国土の保全、水源のかん養、木材その他の林産物の生産といった機能に加え、自然環境の保全、公衆の保健休養、さらには地球温暖化防止の機能などますます多様化・高度化している。

森林の管理は、これまで林業という経済活動を通じて行われることが中心であったが、現在では木材価格の低迷から林業の採算性が極めて悪化しているため、管理の行き届かない手入れ不足の森林や放置されたままの森林が目立っており、森林が本来有している多面的機能が十分発揮されない状態が続いている。

このような状況の中、平成21年度から愛知県においてあいち森と緑づくり税が導入され、既存の施策ではなかなか進まない奥地林や公道沿いの森林の間伐などが実施される。新城市を含む新城北設楽地域は、これを機に人々の暮らしとは切り離せない森林の恵みや忘れかけてきた森林をいつくしむ心を再確認するとともに、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化のために全力を尽さなければならない。

こうしたことから、私たちは長期的展望に立ち、森林所有者や林業関係者のみならず市民一人ひとりが森づくりに真剣に取り組むことを目指し、新城北設楽地域の関係市町村共同の取組として、ここに森づくり基本条例を制定する。

【趣旨】

前文は、条例を制定する趣旨を明らかにし、各条項の運用上の指針として機能するもの。

なお、構成は以下のとおり。

森林への期待の高まり

森林を取り巻く現状

地域として取り組むべきこと

森づくりへの決意

（目的）

第1条 この条例は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための基本理念を定め、市及び森林組合の責務並びに森林所有者、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、もって住み良い地域をつくることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的として、森づくりについて、基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、施策の取組を明示することによって、森づくり、さらには地域づくりの実現を目的とする旨規定したものの。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存在する森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林(竹林を含む。)をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 土砂流出又は山地崩壊の防止、洪水軽減、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林の有する公益的機能 森林の有する多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (5) 森林組合 市内に所在する森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する組合をいう。
- (6) 森林所有者 市内にある森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (8) 事業者 市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 森林関係の事業者 前号に掲げる事業者のうち、森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者(森林組合を除く。)をいう。

【趣旨】

本条は、条例全体を理解しやすくするため、本条例で用いられる基礎的な用語を挙げ、定義を示したものの。

(基本理念)

第3条 市、森林組合、森林所有者、市民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、適切な役割分担のもとに相互に連携及び協力し、次に掲げる基本理念に基づいて森づくりを行うものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立った森づくりを行うこと。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が森づくりの支えとなることから、その振興を図り、木材資源の循環利用を推進すること。
- (3) 地域の活性化が森づくりの支えとなることから、地域づくりと一体となって森づくりを推進すること。
- (4) 森林の適正な整備及び保全が継続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ること。

【趣旨】

森づくりを推進するにあたっては、市、森林所有者等すべての主体が、森林が社会全体の共通の財産であることに鑑み、その機能が持続的に発揮され、地域づくりと一体となって推進するよう努めていくことを、共通の認識として確立していくことが必要である。

本条は、この共通認識を基本理念として定めたもの。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 市は、国、他の地方公共団体その他公共的団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進に努めなければならない。
- 3 市は、森づくりに関する情報の提供を通じて、市民はもとより市外の人々がこの条例の基本理念について理解を深めるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、森づくりに取り組む市の立場と責務についての考え方を明らかにしたもの。

なお、本条例では、第4条から8条において各主体の責務・役割について定めているが、これらの規定は、各主体に直接的に個別具体的な義務が生じるものではなく、また、その違反に対して罰則を科すというものではない。

(森林組合の責務)

第5条 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに、計画的に森づくりに関する施策を推進するよう努めなければならない。

3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、森づくりの推進について、中核的な担い手である森林組合の責務を明らかにしたものの。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、自らが所有又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努めるものとする。

2 森林所有者は、その所有又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、その適正な整備及び保全の推進に努めるものとする。

3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、森づくりの推進について、森林所有者の役割が重要であることから、その旨を明らかにしたものの。

(市民の役割)

第7条 市民は、森林の有する公益的機能が市民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、市内又は県内で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、森づくりの推進について、市民一人ひとりの取組が極めて重要であることから、市民についての役割を明らかにしたものの。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、森づくりに関する各種施策に協力するとともに、その事業活動に伴って生じる自然環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 森林関係の事業者は、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用の推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、森づくりを推進するうえで、事業者についても、その事業活動の段階において配慮することを役割として明らかにしたものの。

(森づくり基本計画)

第9条 市長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画(以下「森づくり基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、森づくり基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例に定められた多岐にわたる森づくりに関する施策を、有機的連携を保ちつつ、目標を明確にしたうえで長期的な観点から総合的に推進することが重要であることから、基本となる計画の策定を求めたものの。

(森林の整備及び保全の推進)

第10条 市は、森林の整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の森林の施業を計画的かつ適切に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する森林の整備及び保全を効率的に行うため、森林所有者及び森林関係の事業者に対し、森林の施業を一体的に実施するよう要請するものとする。

【趣旨】

本条は、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を図るため、森林の整備及び保全の推進に必要な措置を講じることを示したものの。

(林業及び木材産業の健全な発展)

第 1 1 条 市は、林業及び木材産業の健全な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の強化その他必要な施策を実施するものとする。

2 市は、林業及び木材産業に従事する人材の確保と育成を図るため、就業に関する情報の提供、就労条件の改善その他必要な対策を講じるものとする。

【趣旨】

本条は、林業の果たす役割の重要性に鑑み、林業の持続的かつ健全な発展について必要な措置を講じることを示したものの。

(木材の利用の拡大)

第 1 2 条 市は、木材の利用の拡大を図るため、木材を利用する意義に関する情報の提供、建物及び工作物における木材の利用の促進、木材の新たな需要の開拓その他必要な施策を実施するものとする。

2 市は、公共の建物又は工作物を整備する場合には、市内又は県内で生産される木材その他の林産物を利用するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、持続可能な社会の構築に向け、木材の利用を促進するために必要な措置を講じることを示したものの。

(地域づくりを通じた森づくり)

第 1 3 条 市は、地域づくりを通して森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、生活環境の整備、特産物の生産の振興その他必要な施策を実施するものとする。

2 市は、健康でゆとりと活力のある市民生活に資するため、地域の特性を生かした都市部との交流その他必要な施策を実施するものとする。

3 市は、古くから伝承されている森林に関する知恵や文化を次世代に継承するための取組を支援するものとする。

【趣旨】

本条は、森づくりを推進するためには、地域の活性化が重要であることから、生活環境の整備、森林文化の継承などの措置を講じることを示したものの。

(市民の森づくり活動の推進)

第14条 市は、森づくりに対する市民の理解を深めるため、必要な情報の提供を行うとともに、自然体験活動その他の教育又は学習活動を通じて森を大切に
する心の醸成に努めるものとする。

2 市は、市民又は市民の組織する団体が自発的に行う植林活動その他の森づくりの活動を推進するため、必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、森づくりにおける市民の主体的な活動が重要であることから、そのために必要な施策の実施について示したものの。

(森づくりの普及啓発)

第15条 市は、市民及び下流域など周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、森づくりの普及啓発期間を設けるものとする。

2 市は、森づくりの普及啓発期間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、期間を定めて森づくりの普及啓発を推進していくことを示したものの。

なお、普及啓発期間は、「基本計画」において設定する。

(森づくり会議)

第16条 市長は、森づくりに関する各種施策を円滑に推進するため、新城市森づくり会議を設置することができる。

【趣旨】

本条は、本条例に定められた多岐にわたる森づくりに関する施策等を推進するにあたり、市民等の意見、考えを把握するための手段として会議の設置を規定したものの。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

【趣旨】

本条は、必要に応じて立入調査を行う旨を明記したものの。

(関係法令の順守等)

第 1 8 条 何人も、森林に立ち入る際には、関係法令を順守するとともに地域の社会慣習を尊重し、森林環境の保全に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、当然守られるべき事項が一部の人には守られていない現状に鑑み、すべての人が順守・尊重すべきことをあえて条文に加えたものの。

(委任)

第 1 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、規定されていない事項について、必要があれば別に定めることを規定したものの。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

本条は、本条例の施行日について規定したものの。